

記入見本

休業開始時賃金月額証明書

※この様式は記入見本ですので、正規の様式に転記したうえでご提出ください

① 被 ② 事 ⑤	【例3】 前職の離職票が必要となる場合 (育休を取得する事業所のみだと受給資格要件を満たさない場合)			④ 休業等を 開始した 日の 年月日	令和	5	4	20
事業所所在地	開始した者の 住所又は居所							
電話番号	⑧欄と⑩欄の日数は、 月給制の場合は基本的には暦の日数(欠勤等により減額された場合にはその日数を引く)、 時給制・日給制の場合は賃金が発生した日数(就労日数だけでなく、有給休暇も参入) を記載します。							
住所 事業主 氏名	⑦欄は、休業開始日を基準に1か月 ごとに区切って記載します							
休業等を開始した日以前の賃金支払状況								
⑦ 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の 被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑨ 賃金支払対象期 ※賃金締切日ごとに記載します。 (記載は未締めの場合の例)	⑩ の 基礎 日数	賃 金 額			⑫ 備 考	
休業等を開始した日				Ⓐ	Ⓑ	計		
R5 3月20日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日	R5 4月1日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日	入社日: R4.2.1			出産日 R5.2.22	
12月20日 ~ 1月19日	30日	1月1日 ~ 1月31日	18日				出産予定日 R5.3.1	
11月20日 ~ 12月19日	30日	R4 12月1日 ~ 12月31日	31日			産前休業R5.1.19~ 産休中賃金支払無		
10月20日 ~ 11月19日	31日	11月1日 ~ 11月30日	30日	⑦~⑩欄について 産休期間で賃金支払基礎日数が0日とな る期間については記載を省略しています。				
9月20日 ~ 10月19日	30日	10月1日 ~ 10月31日	31日					
8月20日 ~ 9月19日	31日	9月1日 ~ 9月30日	30日					
7月20日 ~ 8月19日	31日	8月1日 ~ 8月31日	31日					
6月20日 ~ 7月19日	30日	7月1日 ~ 7月31日	31日					
5月20日 ~ 6月19日	31日							
4月20日 ~ 5月19日	30日							
3月20日 ~ 4月19日	31日							
2月20日 ~ 3月19日	28日							
R4 2月1日 ~ 2月19日	19日							
⑬ 賃金に 関する 特記事項	R4.2.1~R4.2.19の間については、 ⑧欄は11日以上となっていますが、 ⑦欄が完全な1か月となっていないため、 11日以上ある月としてカウントすることは できません。							
<p>育児休業給付金には、 「休業開始日前2年間で、⑧欄が11日以上または就業した時間数が 80時間以上ある完全月が12か月以上」という要件がありますが、 本ケースの場合、育休を取得する事業所のみでは、 休業開始日前2年間(R3.4.20~R5.4.19)の間「⑧欄が11日以上または 就業した時間数が80時間以上ある完全月」が11か月しかなく、上記の要件 を満たしません。</p> <p><u>ただし、前職で雇用保険に加入しており、前職を離職してから入社するまで の間が1年以内で、かつ、基本手当の受給資格決定を受けていない場合は 前職の雇用保険の加入期間を通算することができます(離職票の原本の 提出が必要です)。</u></p> <p>前職の雇用保険の加入期間を通算し、休業開始日前2年間 (R3.4.20~R5.4.19)で、「⑧欄が11日以上または就業した時間数が 80時間以上ある完全月が12か月以上」という要件を満たせば育児休業 給付金の対象となる可能性があるということになります。 *育児休業給付金の要件は他にもございますので、「育児休業給付 の内容と支給申請手続」等のリーフをご参照ください。</p>								
* 前職の離職票は、育児休業取得のご本人へお持ちかどうか確認してください。								